

新旧対照表

○延岡市簡易型条件付一般競争入札実施要綱

新	旧
○延岡市簡易型条件付一般競争入札実施要綱 令和4年3月28日告示第98号	○延岡市簡易型条件付一般競争入札実施要綱 令和4年3月28日告示第98号
(趣旨) 第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事の契約に係る簡易型条件付一般競争入札の実施に関し、延岡市契約規則（平成12年規則第16号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において、「簡易型条件付一般競争入札」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定により簡易な資格を定めて行う一般競争入札をいう。 2 この要綱において、「建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。 3 この要綱において、「電子入札」とは、契約規則第11条の2第1項に規定する電子入札をいう。 (対象工事) 第3条 簡易型条件付一般競争入札の対象とする建設工事は、その予定価格が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内のものであって、延岡市建設業者等審査委員会規程（昭和56年訓令第1号）第1条に規定する延岡市建設業者等審査小委員会（以下「小委員会」という。）の承認を得たものとする。 (1) 土木一式工事、電気工事、管工事及び水道施設工事 1,500万円以上 4,000万円 未滿 (2) 建築一式工事 1,500万円以上 8,000万円 未滿 (3) 舗装工事 1,200万円以上 4,000万円 未滿 (簡易型条件付一般競争入札の参加資格) 第4条 簡易型条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。 (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。 (2) 令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させていない者でないこと。 (3) 延岡市建設工事等指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要	(趣旨) 第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事の契約に係る簡易型条件付一般競争入札の実施に関し、延岡市契約規則（平成12年規則第16号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において、「簡易型条件付一般競争入札」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定により簡易な資格を定めて行う一般競争入札をいう。 2 この要綱において、「建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。 3 この要綱において、「電子入札」とは、契約規則第11条の2第1項に規定する電子入札をいう。 (対象工事) 第3条 簡易型条件付一般競争入札の対象とする建設工事は、その予定価格が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内のものであって、延岡市建設業者等審査委員会規程（昭和56年訓令第1号）第1条に規定する延岡市建設業者等審査小委員会（以下「小委員会」という。）の承認を得たものとする。 (1) 土木一式工事、電気工事、管工事及び水道施設工事 1,500万円以上 3,500万円 未滿 (2) 建築一式工事 1,500万円以上 7,000万円 未滿 (3) 舗装工事 1,200万円以上 3,500万円 未滿 (簡易型条件付一般競争入札の参加資格) 第4条 簡易型条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。 (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。 (2) 令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させていない者でないこと。 (3) 延岡市建設工事等指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要

綱（昭和56年告示第39号。以下「入札参加者資格要綱」という。）第5条第1項の規定により指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(4) 令第167条の6第1項の規定による簡易型条件付一般競争入札の公告（以下「入札公告」という。）の日から第10条第1項に規定する審査の日までの間において、延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成18年告示第63号）第2条の規定による指名停止を受けていないこと。

(5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者又はなされた者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、入札参加者資格要綱第5条第1項の規定による指名競争入札参加資格の審査を受け、指名競争入札参加資格者として決定されたものである場合は、この限りでない。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者又はなされた者でないこと。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、入札参加者資格要綱第5条第1項の規定による指名競争入札参加資格の審査を受け、指名競争入札参加資格者として決定されたものである場合は、この限りでない。

(8) 民事執行法（昭和54年法律第4号）の規定による金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受けた者でないこと。

(9) 民事保全法（平成元年法律第91号）に基づく民事保全の手続が常態として行われていると認められる者でないこと。

(10) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

2 前項に規定するもののほか、簡易型条件付一般競争入札ごとに、次に掲げる事項について当該入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。

(1) 営業所の所在地に関する事項

(2) 入札参加者資格要綱第5条第4項に規定する等級区分に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、簡易型条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格として定める必要があると認められる事項

（営業所の所在地に関する事項についての原則）

第5条 前条第2項第1号に掲げる事項については、特殊な技術等を要するものを除き、延岡市内に主たる営業所（本店をいう。）を有する者であること

綱（昭和56年告示第39号。以下「入札参加者資格要綱」という。）第5条第1項の規定により指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(4) 令第167条の6第1項の規定による簡易型条件付一般競争入札の公告（以下「入札公告」という。）の日から第10条第1項に規定する審査の日までの間において、延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成18年告示第63号）第2条の規定による指名停止を受けていないこと。

(5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者又はなされた者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、入札参加者資格要綱第5条第1項の規定による指名競争入札参加資格の審査を受け、指名競争入札参加資格者として決定されたものである場合は、この限りでない。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者又はなされた者でないこと。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、入札参加者資格要綱第5条第1項の規定による指名競争入札参加資格の審査を受け、指名競争入札参加資格者として決定されたものである場合は、この限りでない。

(8) 民事執行法（昭和54年法律第4号）の規定による金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受けた者でないこと。

(9) 民事保全法（平成元年法律第91号）に基づく民事保全の手続が常態として行われていると認められる者でないこと。

(10) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

2 前項に規定するもののほか、簡易型条件付一般競争入札ごとに、次に掲げる事項について当該入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。

(1) 営業所の所在地に関する事項

(2) 入札参加者資格要綱第5条第4項に規定する等級区分に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、簡易型条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格として定める必要があると認められる事項

（営業所の所在地に関する事項についての原則）

第5条 前条第2項第1号に掲げる事項については、特殊な技術等を要するものを除き、延岡市内に主たる営業所（本店をいう。）を有する者であること

を簡易型条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格として定めることを原則とする。

(入札公告)

第6条 入札公告は、市役所掲示場に掲示し、及び入札情報サービスシステムに掲載することにより行うものとする。

2 入札公告により公告すべき事項は、契約規則第4条第3項各号に掲げる事項とする。

(入札公告における設計書等の取扱い)

第7条 入札公告に係る設計書、図面、仕様書、位置図等(以下「設計書等」という。)は、入札情報サービスシステムに掲載するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入札情報サービスシステムに設計書等を掲載することが技術的な理由等により困難な場合は、当該設計書等の全部又は一部を紙又は電子媒体により貸与することができる。

(入札参加資格及び設計書等に関する質問及び回答)

第8条 入札参加資格及び設計書等に関する質問(以下「質問」という。)は、入札公告の日から当該入札公告で定める日(以下「質問受付期限」という。)まで、電子メールで受け付けるものとする。

2 質問は、入札参加資格に関するものにあつては入札参加資格に関する質問書により、設計書等に関するものにあつては設計書等に関する質問書により行わなければならない。

3 質問に対する回答は、質問受付期限から起算して7日以内において入札公告で定める日までに、入札情報サービスシステムに掲載することにより行うものとする。

(入札参加手続)

第9条 簡易型条件付一般競争入札に参加しようとする者は、簡易型条件付一般競争入札参加資格確認申請書に、次に掲げる書類のうち入札公告で指定するものを添付して市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書

(2) 人的関係に関する調書

(3) 前2号に掲げるもののほか入札参加資格の有無を審査するために必要な書類

2 簡易型条件付一般競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類(以下「申請書等」という。)は、入札公告の日から当該入札公告で定める日(以下「申請書等提出期限」という。)までに提出しなければならない。

3 申請書等の提出は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、入

を簡易型条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格として定めることを原則とする。

(入札公告)

第6条 入札公告は、市役所掲示場に掲示し、及び入札情報サービスシステムに掲載することにより行うものとする。

2 入札公告により公告すべき事項は、契約規則第4条第3項各号に掲げる事項とする。

(入札公告における設計書等の取扱い)

第7条 入札公告に係る設計書、図面、仕様書、位置図等(以下「設計書等」という。)は、入札情報サービスシステムに掲載するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入札情報サービスシステムに設計書等を掲載することが技術的な理由等により困難な場合は、当該設計書等の全部又は一部を紙又は電子媒体により貸与することができる。

(入札参加資格及び設計書等に関する質問及び回答)

第8条 入札参加資格及び設計書等に関する質問(以下「質問」という。)は、入札公告の日から当該入札公告で定める日(以下「質問受付期限」という。)まで、電子メールで受け付けるものとする。

2 質問は、入札参加資格に関するものにあつては入札参加資格に関する質問書により、設計書等に関するものにあつては設計書等に関する質問書により行わなければならない。

3 質問に対する回答は、質問受付期限から起算して7日以内において入札公告で定める日までに、入札情報サービスシステムに掲載することにより行うものとする。

(入札参加手続)

第9条 簡易型条件付一般競争入札に参加しようとする者は、簡易型条件付一般競争入札参加資格確認申請書に、次に掲げる書類のうち入札公告で指定するものを添付して市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書

(2) 人的関係に関する調書

(3) 前2号に掲げるもののほか入札参加資格の有無を審査するために必要な書類

2 簡易型条件付一般競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類(以下「申請書等」という。)は、入札公告の日から当該入札公告で定める日(以下「申請書等提出期限」という。)までに提出しなければならない。

3 申請書等の提出は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、入

<p>札公告で他の提出方法を認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>札公告で他の提出方法を認めた場合は、この限りでない。</p>
<p>4 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請書等を提出した者（以下「申請者」という。）の負担とする。</p>	<p>4 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請書等を提出した者（以下「申請者」という。）の負担とする。</p>
<p>5 申請書等提出期限の翌日以後における申請書等の差替え又は再提出は、認めない。</p>	<p>5 申請書等提出期限の翌日以後における申請書等の差替え又は再提出は、認めない。</p>
<p>（入札参加資格の有無の審査結果の通知）</p>	<p>（入札参加資格の有無の審査結果の通知）</p>
<p>第10条 市長は、申請者の入札参加資格の有無に係る審査を行い、当該審査を行った日から起算して7日以内において入札公告で定める日までに、当該申請者に対して入札参加資格の有無の審査結果を電子入札システムにより通知するものとする。</p>	<p>第10条 市長は、申請者の入札参加資格の有無に係る審査を行い、当該審査を行った日から起算して7日以内において入札公告で定める日までに、当該申請者に対して入札参加資格の有無の審査結果を電子入札システムにより通知するものとする。</p>
<p>2 前項の通知に当たっては、入札参加資格がないと認めた者（以下「無資格者」という。）に対しては、その理由を付して通知するものとする。</p>	<p>2 前項の通知に当たっては、入札参加資格がないと認めた者（以下「無資格者」という。）に対しては、その理由を付して通知するものとする。</p>
<p>（無資格者からの説明要求等）</p>	<p>（無資格者からの説明要求等）</p>
<p>第11条 無資格者は、前条第1項の規定による通知で指定する期限までに、書面により、入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。</p>	<p>第11条 無資格者は、前条第1項の規定による通知で指定する期限までに、書面により、入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。</p>
<p>2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、当該書面が到達した日から起算して5日以内に書面により回答するものとする。</p>	<p>2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、当該書面が到達した日から起算して5日以内に書面により回答するものとする。</p>
<p>（入札の執行）</p>	<p>（入札の執行）</p>
<p>第12条 申請書等提出期限までに申請書等を提出しない者及び無資格者は、当該入札に参加することができない。</p>	<p>第12条 申請書等提出期限までに申請書等を提出しない者及び無資格者は、当該入札に参加することができない。</p>
<p>2 市長は、申請者の入札参加資格の有無に係る審査の結果、入札参加資格があると認めた者が、当該審査の日から入札期間の最終日までの間に入札参加資格の要件を満たさなくなると認めるときは、その者を当該入札に参加させないものとする。</p>	<p>2 市長は、申請者の入札参加資格の有無に係る審査の結果、入札参加資格があると認めた者が、当該審査の日から入札期間の最終日までの間に入札参加資格の要件を満たさなくなると認めるときは、その者を当該入札に参加させないものとする。</p>
<p>（工事費内訳書の提出）</p>	<p>（工事費内訳書の提出）</p>
<p>第13条 簡易型条件付一般競争入札に参加する者は、入札の際に、入札書と同時に工事費内訳書を提出しなければならない。</p>	<p>第13条 簡易型条件付一般競争入札に参加する者は、入札の際に、入札書と同時に工事費内訳書を提出しなければならない。</p>
<p>（入札の無効）</p>	<p>（入札の無効）</p>
<p>第14条 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p>	<p>第14条 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p>
<p>（1） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札</p>	<p>（1） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札</p>
<p>（2） 申請書等に虚偽の記載をしたと認められる者がした入札</p>	<p>（2） 申請書等に虚偽の記載をしたと認められる者がした入札</p>
<p>（その他）</p>	<p>（その他）</p>
<p>第15条 この要綱に定めるもののほか、簡易型条件付一般競争入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>第15条 この要綱に定めるもののほか、簡易型条件付一般競争入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。